

第 2 号様式(1)

(単体発注・事前審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第 22 号

新港ふ頭荷役機械製作工事 (H25-1) における一般競争入札の実施について  
地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札(事前審査型)を次のとおり実施する。

なお、本入札に係る契約締結については、航空法に基づいて那覇空港に指定されている円錐表面の変更を含む工事着工に必要な要件が整ったことを条件とする。

平成 25 年 11 月 28 日

那覇港管理組合  
管理者 仲井眞 弘多



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 新港ふ頭荷役機械製作工事 (H25-1)
- (2) 工事場所 那覇港新港ふ頭地区
- (3) 工事内容 港湾荷役機械製作 1 基  
(図面及び仕様書は別添のとおり)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 27 年 2 月 27 日まで
- (5) 設計金額 884,520,000 円 (税込み)
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は紙入札により実施する。
- (8) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格者であること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に定める特定建設業(又は建設業)の許可を受けている者であって、機械器具設置工事業として登録されている者。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務できる。ただし、本工事において「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」により、工場製作のみが行われている期間は、工事打合簿の書面により明確にしたうえで、工事現場への専任を要しないことができる。
- ア 機械器具設置工事に関し、次のいずれかに該当するものであること。
- (ア) 技術士(機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。))の資格を有する者)
- (イ) 学校教育法による高等学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に建築学、機械工学、電気工学に関する学科を修めた者。
- (ウ) 10年以上実務の経験を有する者。
- イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)以前に3か月以上の雇用)があること。
- ウ 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
- (6) 平成15年4月1日から競争参加資格確認申請書(以下「確認書」という。)及び競争参加確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限までに、コンテナクレーン製作設置工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (7) 申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- 一般社団法人 港湾荷役機械システム協会
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の

一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

### 3 申請書等の提出及び競争参加資格の審査

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

#### (1) 申請書等及び資格確認資料の提出期間等

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

※那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第7条第1項による平成24・25年度建設業社格付名簿に機械器具設置工事業として登録されている者は、次の④～⑨の項目について提出しなくてもよい。

①様式1：配置予定技術者の資格等

②（同一工種・同種工事）の施工実績

③公告に添付した資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類

④登記簿謄本（写し可）

⑤印鑑証明書（原本）

⑥労働保険証明書（加入・納付済）（写し可）

⑦健康保険・厚生年金（加入・納入）証明書（写し可）

⑧納税証明書（法人税・消費税等）（写し可）

⑨納税証明書（法人事業税・法人県民税）（写し可、沖縄県内

業者のみ)

ア 提出期間：平成 25 年 11 月 28 日（木）から平成 25 年 12 月 10 日（火）まで。（必着）

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00 から 17:00 まで。  
（昼休時 12:00～13:00 除く）

イ 提出方法：持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）によるものとする。

ウ 提出場所：〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号  
那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係  
電話番号 098-868-2578

エ 提出部数：1 部（返信用封筒を添付すること）

(2) 競争参加資格の確認結果通知

平成 25 年 12 月 13 日（金）（予定）までに書面にて通知する。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

管理者は、説明を求められたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

#### 4 設計図書及び様式等の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間：平成 25 年 11 月 28 日（木）から平成 25 年 12 月 10 日（火）まで。

(2) 交付方法：CD またはメールにより交付する。

(3) 請求先：那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係  
電話番号 098-868-2578  
FAX 番号 098-868-2629

※設計図書等をご希望の方は別添 1（FAX 送信票）にて、ご請求下さい。担当よりメールを送信します。なお、FAX 送信後は、お手数ですが確認のお電話をご一報下さい。

#### 5 入札方法

入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように（「配達日指定郵

便」にて)、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により郵送で提出すること。持参や普通郵便で提出された場合は無効とする。

提出書類 : ①入札書

②工事費等内訳書

配達指定日 : 平成 25 年 12 月 20 日 (金)

封筒 : 別紙記入例参照

宛先 : 〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

その他 : ※入札書のくじの数字(任意の数字3桁)は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。

※配達指定日以外の日が届いた入札書及び工事費等内訳書は受理しないものとする。

## 6 開札

開札日時 : 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 13:00

開札場所 : 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号 那覇港管理組合 2 階会議室

入札者は、開札に立ち会うことができる。

## 7 再度入札に関する注意事項

再度入札を行う場合は、平成 25 年 12 月 24 日 (火) 15:00 までに対象業者あてに連絡する。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

那覇港管理組合契約規則第 12 条の定めるところにより入札保証金を納めなければならない。

ただし、入札に参加しようとする者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、又は過去の 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除する。

### (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第 4 条の定めるところにより契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、管理者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保

証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目(大項目でよい)に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 管理者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

#### 11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 12 契約締結時期

本案件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の同意の議決を要するため、落札決定後は落札者と工事請負仮契約を締結し、議会の同意の議決の日をもって本契約を締結するものとする。

#### 13 その他

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 管理者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確

- 認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
  - (4) 提出期限以降における申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
  - (6) 入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
  - (7) 工期は、事情により変更することがある。
  - (8) 最低制限価格を設定する。(別添2参照)

#### 14 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札及び契約関係：〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号  
那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係  
電話番号 098-868-2578  
FAX番号 098-868-2629

- (2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号  
那覇港管理組合 企画建設部 建設課  
電話番号 098-868-0336  
FAX番号 098-862-4233

- ア 提出期間：平成25年11月28日(木)から平成25年12月12日(木)まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日9:00から17:00まで。

- イ 提出場所：上記(1)に同じ

- ウ 提出方法：持参又はファクシミリによるものとする。

- エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期間：回答日から平成25年12月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00から17:00まで。

閲覧場所：上記(1)において閲覧に供する他、当組合のホームページで公表する。

## F A X 送 信 票

受信先 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 行き

**FAX 098-868-2629**      電話番号 098-868-2578

(恐れ入りますが、間違って送信された場合はご連絡をお願い致します。)

送信枚数 1 枚

---

件 名 設計図書等の請求について

---

工事名 新港ふ頭荷役機械製作工事(H25-1)

上記入札に参加したいので、設計図書等を請求します。  
下記アドレスあてに送付して下さい。

会社名 :

代表者名:

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス:

担当者名 :



## 別添2

### 競争入札に係る最低制限価格の算定に関する運用について

那覇港管理組合では、公共工事の適正な施工の確保、ダンピング防止の充実及び建設業の経営基盤の確保を図ることを目的とし、また、最低制限価格を類推され難くするため、算定方法を見直し下記のとおり取り扱うこととします。

#### 記

#### 1 最低制限価格の算定

下記の①及び②に基づき算定した最低制限価格を、工事の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができることとする。

① 予定価格の100分の70から100分の90の範囲内で、

②  $\{(直接工事費 \times 10/10) + (共通仮設費 \times 9/10) + (現場管理費 \times 8/10) + (一般管理費 \times 6/10)\}$

※なお、特別なものについては、上記算定式にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で決裁権者の定める割合を予定価格に乗じて算出するものとする。

#### 2 適用年月日：平成24年10月17日

(平成24年10月17日以降に指名通知又は入札公告する建設工事から適用する)